

佐賀県告示第12号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（平成4年佐賀県告示第399号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年1月18日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>1 略</p> <p>2 時間及び区域の区分ごとの規制基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第3種区域 次に掲げる区域のうち別添の図面において赤で着色して示す区域</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>有田町の区域のうち旧有田町の区域</u></p> <p>オ 略</p> <p>(4) 第4種区域 次に掲げる区域のうち、別添の図面において青で着色して示す区域</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>有田町の区域のうち旧西有田町の区域</u></p> <p>略</p>	<p>1 略</p> <p>2 時間及び区域の区分ごとの規制基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第3種区域 次に掲げる区域のうち別添の図面において赤で着色して示す区域</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 有田町の区域</p> <p>オ 略</p> <p>(4) 第4種区域 次に掲げる区域のうち、別添の図面において青で着色して示す区域</p> <p>ア 略</p> <p>イ 有田町の区域</p> <p>略</p>

別添の図面のうち吉野ヶ里町及び有田町に係る部分を次の図面のように改める。

（次の図面は省略し、佐賀県県民環境部環境課及び関係町役場において縦覧に供する。）